

各 位

平成 16 年 11 月 19 日



会 社 名 株式会社アーネストワン
代表者名 代表取締役社長 西河 洋一
(コード番号 8895 東証第二部)
問合せ先 社長室長 岡田 慶太
電話番号 0424 - 61 - 6377

新株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 16 年 11 月 19 日開催の当社取締役会において、公募による新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)

- (1) 発行新株式数 普通株式 1,500,000株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 16 年 11 月 29 日(月)から平成 16 年 12 月 2 日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格決定日」という)に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、三菱証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社およびUFJつばさ証券株式会社(以下「引受人」と総称する)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 16 年 12 月 3 日(金)から平成 16 年 12 月 7 日(火)まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 16 年 11 月 30 日(火)から平成 16 年 12 月 2 日(木)までとなる。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) 払込期日 平成16年12月7日(火)から平成16年12月10日(金)までの間のいずれかの日。なお、上記(6)のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成16年12月7日(火)となる。
- (8) 配当起算日 平成16年10月1日(金)
- (9) 申込証拠金 1株につき一般募集における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。
- (10) 申込株数単位 100株
- (11) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、一般募集における発行価格(募集価格) その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (12) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

- (1) 売出株式数 普通株式 1,800,000株
- (2) 売出人および
売出株式数 一建設株式会社 1,800,000株
- (3) 売出価格 未定(平成16年11月29日(月)から平成16年12月2日(木)までの間のいずれかの日(以下「売出価格決定日」という)に決定する。なお、公募新株式の一般募集における発行価格(募集価格)と同一の価格とする。)
- (4) 売出方法 三菱証券株式会社(以下「売出しにおける引受人」という)に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は公募新株式の一般募集における発行価額と同一とする。
- (5) 申込期間 公募新株式の一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 公募新株式の一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込証拠金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

本株式売出しは、公募新株式の一般募集および引受人の買取引受けによる売出しにあたり、公募新株式の一般募集および引受人の買取引受けによる売出しとは別に、その需要状況を勘案した上で、三菱証券株式会社が当社株主から120,000株を上限として借用する当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という)である。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

これに関連して、三菱証券株式会社は、120,000株を上限として当社株主より、当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という）を、オーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成16年12月21日（火）を行使期限として当社株主から付与される予定である。また、三菱証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌営業日から上記グリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という）付与されたグリーンシューオプションの株式数を上限とし、当社株主から借用する当社普通株式（以下「本件貸借株式」という）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という）を行う場合がある。三菱証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、本件貸借株式の返却に充当される。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合がある。さらに、三菱証券株式会社は、公募新株式の一般募集、引受人の買取引受けによる売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を本件貸借株式の返却に充当することがある。

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 120,000株
 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。売
 出株式数は、需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出し
 における売出価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 三菱証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（引受人の買取引受けによる売出しの売出価格と同一の価格とする）
- (4) 売 出 方 法 公募新株式の一般募集および引受人の買取引受けによる売出しの需要状況
 を勘案した上で、三菱証券株式会社が当社株主より借用する当社普通株式
 を自ら売出すものとする。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受けによる売出しの申込証拠金と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任す
 る。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	30,409,200株	(平成16年9月30日現在)
公募増資による増加株式数	1,500,000株	
公募増資後の発行済株式総数	31,909,200株	

2. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の増資による手取概算額 3,844 百万円につきましては、全額運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 会社収益への影響

今回の増資による調達資金につきましては、全額運転資金に充当し、今後の事業拡大と収益基盤の安定化に役立てる方針であります。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要施策のひとつとして位置付けております。現在および今後の事業収益をベースに、将来の事業展開や経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金の確保などを総合的に勘案し、利益還元を継続的かつ安定的に実施する事に努めてまいります。また、配当については当面、配当性向 15%以上を目処としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金は主として事業拡大のための仕入資金としての使用を考えております。

(3) 株主に対する今後の利益配分の具体的増加策

上記利益配分に関する基本方針のもと、平成16年9月期の中間配当につきましては、当社業績が順調に推移していることから、1株あたり10円の間配当を実施させていただく予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益	178.13円	342.21円	390.92円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	20円 ()	35円 ()	65円 (10円)
実績配当性向	11.2%	10.2%	16.6%
株主資本利益率	43.3%	53.1%	64.6%
株主資本配当率	4.1%	4.3%	8.0%

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数にもとづき算出しております。

2. 「株主資本利益率」は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、

「株主資本配当率」は、年間配当金総額を期末の株主資本で除した数値であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 平成 15 年 5 月 20 日付で 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。
4. 平成 15 年 8 月 8 日を払込とする公募増資を行っております。
5. 平成 16 年 5 月 20 日付で 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。
6. 平成 14 年 3 月期の 1 株当たり配当金には上場記念配当 5 円を含んでおります。
7. 平成 16 年 3 月期の 1 株当たり配当金には上場記念配当 10 円を含んでおります。

4. その他

(1) 販売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

当社は、商法第 280 条ノ 20 および商法第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。平成 16 年 9 月 30 日現在、当該制度の内容は次のとおりであります。

株主総会の決議	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の 払込金額	資本組入額	権利行使期間
平成 14 年 6 月 27 日	250,800 株	375 円	188 円	平成 16 年 6 月 27 日から 平成 21 年 6 月 27 日まで
平成 15 年 6 月 27 日	738,000 株	498 円	249 円	平成 17 年 6 月 27 日から 平成 22 年 6 月 26 日まで
平成 16 年 6 月 24 日	179,500 株	3,229 円	1,615 円	平成 18 年 6 月 24 日から 平成 23 年 6 月 23 日まで

(3) 過去 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

ファイナンス形態	発行日	発行株数	発行価格
公募増資(株式公開時)	平成 14 年 2 月 5 日	700,000 株	650 円
公募増資	平成 15 年 8 月 9 日	1,600,000 株	956 円

過去 3 決算期間および直前の株価等の推移

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
始 値	601 円	705 円	625 円	3,090 円
高 値	760 円	1,710 円 730 円	5,920 円 3,210 円	3,600 円
安 値	590 円	590 円 610 円	610 円 2,940 円	2,500 円
終 値	705 円	635 円	2,960 円	3,210 円
株価収益率	8.96 倍	7.13 倍	17.30 倍	-

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (注) 1. 平成 16 年 1 月 26 日以降は東京証券取引所市場第二部における株価であり、それ以前は日本証券業協会における株価であります。
2. 印は、株式分割による権利落後の株価であります。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を1期前の決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成 15 年 3 月期につきましては、平成 15 年 5 月 20 日付で普通株式 1 株を 2 株に分割しておりますので、平成 14 年 3 月期の 1 株当たり当期純利益を 2 で除して得た数値を、平成 16 年 3 月期につきましては、平成 16 年 5 月 20 日付で普通株式 1 株を 2 株に分割しておりますので、平成 15 年 3 月期の 1 株当たり当期純利益を 2 で除した数値を使用しております。
4. 平成 17 年 3 月期の株価については、平成 16 年 11 月 18 日現在で表示しております。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。